

2022年度 剰余金処分(案)

(単位：円)

I. 当期未処分剰余金		848,171,457
II. 剰余金処分数額		
1. 法定準備金	37,000,000	
2. 出資配当金 (0.2%)	20,971,110	
3. 任意積立金		
(1) 減損積立金	771,000,000	828,971,110
III. 次期繰越剰余金		19,200,347

2022年度の決算報告ならびに剰余金処分案について以上のとおり提案いたします。

2023年6月13日

いわて生活協同組合

理事長 飯塚 明彦

1. 法定準備金 3,700万円を積み立てます。

生協の健全経営のため、「当期剰余金の10%以上を出資金総額の50%以上まで積み立てること」が義務付けられています(生協法第51条の4第1項及び定款第73条)。2023年3月20日現在の出資金総額は、105億6,540万円(1口未満を除く)であり、この50%は52億8,270万円です。

今回提案の3,700万円を積み立てると、法定準備金は20億3,680万円となり、出資金総額の19.3%、総資産の7.5%となります。

2. 出資配当金 年0.2%の出資配当を行い、総代会決定後に出資金へ振り替えます。

組合員がきびしい家計から出合っている大切な出資金であり、年0.2%の出資配当を実施します。総代会決定後に税引き後(所得税20%と復興特別所得税0.42%)の金額を出資金に振り替えます。

3. 任意積立金 7億7,100万円を積み立てます。

(1)「減損積立金」として、7億7,100万円を積み立てます。

今後の赤字事業所の減損損失処理に備えて「減損積立金」を7億7,100万円積み立てます。これにより減損積立金は18億8,674万円となります。

減損損失処理とは、2005年4月1日以降の事業年度から適用されている会計基準で、固定資産の帳簿価格を回収可能な価格まで切り下げる会計処理です。いわて生協では2009年度より導入しています。

4. 次期繰越剰余金 上記1～3までの処分を行なった後の残金、1,920万円を2023年度に繰り越します。

生協法第51条4の4項及び定款74条により組合員及び職員の生協事業に関する知識向上を図る事業の経費として「教育事業等繰越金」を、毎事業年度の剰余金の5%以上を次年度へ繰り越すことが義務付けられています。その金額として1,841万円が含まれています。